きたしんリフォームプラン

令和４年４月１日現在

商　品　名	きたしんリフォームプラン
ご　利　用 いただける方	・満１８歳以上の方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・安定継続した収入のある方。 ・本人持家または本人と同居する家族持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がない方。 ・本件申込金額と当金庫取扱分および他金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローンの利用残高合計が３，０００万円以内の方。 ・個人信用情報センターに照会を行ない事故の無い方。
お使いみち	・①．リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用。 ・②．上記、①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。 ・③．リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金（①と併せた申込みで100万円以内） 【リフォームの例】 ・子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替え、給湯機ユニット取替、太陽熱利用給油システム設置、冷暖房システム導入、洗面化粧ユニット、便器、浄化槽等。 ・クロス張替え・床、柱、天井の修繕、断熱構造化、模様替工事、高齢者・身体障害者用設備工事、外壁の塗装・張替、バルコニー、車庫、物置、塀、生垣、造園工事・屋根・給排水工事。
ご融資限度額	・１，０００万円以内。
ご利用期間	・１５年以内。
ご融資利率	・変動制金利とします。 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（保証料込）
ご返済方法	・元金均等償還または元利均等償還のいずれかとします ・ご融資額の５０％以内でボーナス併用償還をご利用できます
保　証　人	・(一社)しんきん保証基金の保証付となります。 ・個人保証は不要です。
苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ（9時～17時、電話：0164－22－1216）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011－221－3273）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・詳しくは、上記総務グループへご相談ください。
紛争解決措置	・東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター、並びに札幌弁護士会（電話：011－251－7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）、並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011－221－3273）にお申し出ください。 ・また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出頂くことも可能です。 ・なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ・詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
そ　の　他	・事業性の資金についてはご利用いただけません。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業の場合や支払済資金にはご利用いただけません。 ・ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問合せ下さい。

北空知信用金庫